

## 令和2年度 第3回 長野県契約審議会 (Web 会議) 議事録

日 時 令和2年 11月 6日 (金)  
13時 30分～15時 30分  
場 所 議会棟 4階 404・405 会議室

### 1 開 会

○小野企画幹

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和2年度第3回長野県契約審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます会計局契約・検査課の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は、11名の委員の皆様にご出席していただき、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たし、会議が成立していることを、まずは御報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となります。会議録は後日、県の公式ホームページにて公表されますので、あらかじめお知らせいたします。なお、会議の終了時刻につきましては15時ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様にご覧がございまして、本日の資料は、今後の検討により修正される可能性がございまして、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

### 2 会議事項

#### (1) 審議事項

##### ア 前回審議会の主な意見

○小野企画幹

それでは、会議事項に入ります。

議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっております。碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

○碓井会長

それでは、今日も ZOOM を通じた審議会を開催させていただきます。

お手元の会議事項の(1)審議事項のア「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、1ページの資料1を御覧ください。前回令和2年度第2回契約審議会の主な意見を、要約して整理させていただいたものでございます。表の右側にあります事務局の「回答・対応案等」のうち、網掛けとしている部分は、前回審議会で確認が必要と整理されました項目に補足等を加えたものになります。

この資料のうち、「県の契約状況の概要」の「その他」として、相澤委員から、「契約状況の概要の中では随意契約については、およそどのくらいの金額を占めているか」との御質問をいただきました。

この点に関しまして、現在県全体の随意契約の金額を取りまとめたものはありませんが、県の一般会計の決算額の中で、契約にかかる金額については、令和元年度で1,500億円余となっております。そのうち、公共工事やその他工事関係の一般競争入札及び製造の請負等、3契約の一般競争入札で行った契約額を除いたものがおよそその随意契約の金額と考えられまして、令和元年度は、推計値となりますが、300億円余となっております、全体のおよそ2割程度の規模となっております。

その他の内容については、御覧のとおりでございます。

説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、これは御意見ということはないのですが、御質問がありましたらお願いいたします。

毎回、前回の審議がそのまま反映されているかどうか御確認いただくという趣旨でございますが、何か御発言ありますでしょうか。

よろしゅうございますか。

○事務局

奥原委員から手が挙がっております。

○碓井会長

では、奥原委員どうぞ。

○奥原委員

前回意見の「県の契約状況の概要」の中で、「建設工事等の受注希望型競争入札における契約状況」の意見で、田村委員さんから御意見があったことに対して、事務局から、主に不調案件における入札参加を促すために地域要件の拡大運用に取り組んでまいるということで御回答をいただいています。

これは、若干疑問に思うところもありますのでお願いしたいところではあるんですが、特殊性や専門性が必要な工事を除いて、あまり拡大方向を全面的に推し進めると、逆にその地域の方が落札できないとか、応札できないということがあるかと思うので、安易に全面的に拡大するのはいかがなものかと思えます。ですから、その案件や地域の状況に合わ

せて拡大を運用していただければいいかと思しますので、それがお願いしたい点です。  
以上です。

○碓井会長

事務局、どなたか発言をお願いします。

○事務局

この件につきまして、御意見を承りまして、またケース・バイ・ケースでいろいろあると思いますが、御意見を参考にしながら今後も進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○碓井会長

不調案件に対する対応ということと、地域の経済の維持という、その調和の問題だと思ひます。

奥原委員、何か御発言がありましたらどうぞ。

○奥原委員

結構です。ありがとうございました。

○碓井会長

ほかにありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これは、おおむねこの内容でよろしいということにさせていただきたいと思ひます。

## イ 土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行

○碓井会長

続きまして、(1)のイ「土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行」についての審議でございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料2を御覧ください。「土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行」について説明いたします。

まず、土木施設の小規模補修工事について御説明いたします。建設部が管理する施設が、破損等により直ちに補修・整備を行わなければならない工事等のうち、250万円未満の小規模な応急工事のことを言います。災害時の応急対応につきましても、小規模補修工事に対応している状況でございます。

現在長野県では、小規模補修工事の対応は、道路施設につきましては民間委託を行っており、その概要につきましては、次のページの参考資料にまとめてありますので御覧くだ

さい。「道路施設の小規模補修工事等に係る民間委託について」ということで、写真も併せて見ていただければと思います。

舗装の穴埋め、草刈り、側溝清掃などの維持作業や、また1工事で250万円未満の崩落土や落石、倒木除去などの道路施設における小規模補修工事について、長野県では、平成22年度からエリアごとに年間を通した民間委託を実施しております。なお、ここでは維持作業も含めて委託しているということで、「小規模補修工事等」としてしております。

業者選定には、入札参加者の施工体制を評価して委託者を決定する施工体制確認型契約方式を導入するとともに、地域に根ざした業者が参入できるよう、複数の構成員からなる特定共同企業体（JV）との契約も可能としております。なお、現在全県で97のエリアがありますが、全てのエリアでJVと契約しております。

令和元年度から3か年にわたる複数年継続委託を試行しており、現地機関や受注者からは、「計画的な業務が実施できる」「事務量が軽減された」等の評価を受けております。

平成29年度からは、小規模補修工事等と除雪業務一体型方式を試行しております。

では、資料2に戻っていただき、1の「背景」であります。

現行での小規模補修工事の対応は、今御説明いたしました道路施設は特定共同企業体（JV）への民間委託を行っておりますが、河川等の施設については、河川・砂防・都市公園を含みますが、これらは年度ごとに公募により、希望のあった業者により作成する日毎に割り振られた当番表により業者を選定し、個別工事ごとに発注を行っております。

しかしながら、昨年の令和元年台風19号災害への対応におきまして、これは河川等のケースですが、当番表での業者の選定の際に、これは現地機関の担当者が電話で依頼を行っておりますが、対応について相次いで断られてしまったり、請けてはいただいたが、業者に機動力がなかったりと、緊急対応ができない当番業者があるなど、対応が遅れたケースがございました。

また、除雪業務の関係であります。近年の少雪により除雪の業務量が減少しており、人件費や機械管理費の負担が増している状況がございます。

また、国土交通省でも推進していることですが、土木施設の維持補修の方向性として、地域のJV等が効率化を図りながら、安定的に工事の施工が行えるよう、複数の業務を組み合わせるなどの包括的な民間委託が求められている状況であります。

このような背景がある中で、2の「内容」について御説明いたします。

まず、1)の取組であります。全県において実施してきている道路施設の小規模補修工事等に係る民間委託（道路JV）を、河川、砂防及び都市公園施設を含めた包括民間委託（包括JV）に移行していくという方針を決めまして、一部地域で試行導入をいたします。

また、試行中の道路施設の小規模補修工事と除雪業務の一体化についても、併せて推進してまいりたいと考えています。

2)の効果としましては、地域に精通した包括JVが地域の施設を一体的に現場対応することができ、迅速かつ効率的な緊急対応が可能となります。また、除雪との一体化を含む複数業務により、年間を通じた業務量の確保が可能となり、経営の安定化が期待されます。

また、受発注者ともに事務の簡素化・効率化につながります。具体的に申しますと、河川等における当番登録がなくなれば、発注者としては毎年実施する公募ですとか、半年に

1回作成する当番表の作成事務がなくなり、受注者としましては、当番登録の申請が不要となります。

また、各種要領の改定は必要になりますが、これまでの道路施設の民間委託の事務に合わせまして、河川等を含めた包括民間委託の契約を行うことができるようになり、業者選定業務が統一され、事務の簡素化・効率化が期待できるところです。

続いて、3)の進め方です。河川・砂防・都市公園を含めた包括民間委託においてですが、今回の取組では、河川等の当番登録を廃止し、JVへの委託を移行していくということですが、現在当番登録を行っている業者が960者ほどあります。そのうちJVに加入している業者が600者ほどありますが、逆にJVに加入していない業者が360者ほどあり、約38%を占めています。

現在、業者数や地理的な条件を勘案し、全県を96の地域に分けておりますが、全地域を同時に包括JV化していきますと、JVに加入していない業者が小規模補修工事を受注できなくなります。したがって、河川等の当番登録を行っている業者が全て道路JVに加入している地域から、試行を導入していきたいと考えています。新規にJVに加入することなく、スムーズに包括JV化に移行できる地域から試行を行うということになります。これは現時点で、全96地域の4分の1程度の数となります。

実施時期につきましては、令和4年の4月から試行を実施したいと考えています。まだ時間はありますが、早めに業者への周知を図り、円滑に試行を開始できるようにするものでございます。

また、現在総合評価落札方式において、社会貢献の項目として小規模補修工事当番登録を実施している者、または道路JVに加入している者に加点評価を行っていますが、この加点の廃止を行います。これは、今、加点対象となる登録を行っている者が多く、1,000者以上の業者が登録となっております。

また、実際の工事の実績を見ても、河川等の当番登録のみでは960者ほどですが、河川等の小規模補修工事の件数が年間当たり1,100件ほどですので、平均して、1年で1者当たり1件程度しか工事が受注できていない状況になっております。登録しても1年に1回しか工事が請けられないということでございます。

このような河川等の当番登録を行ってもなかなか受注できない状況においては、工事を受注するというより加点を目的に登録する業者もあるのではないかと想定されるところで、登録は非常にありがたいのですが、もう少し業者数を絞ったほうがよいのではないかと考え、加点廃止を行うものでございます。また、業者数が絞られることにより、包括民間委託の試行も行いやすくなると考えられます。

開始時期につきましては、試行時期と合わせ、令和4年4月と考えております。

そして試行開始後の進め方におきましても、地域の当番登録や道路JVへの加入状況を踏まえ、建設業者の意見を広く聞きながら、また課題の把握や制度の検証も行いながら、試行地域を拡大していきたいと考えています。

また、包括民間委託と並行する形になりますが、道路施設の小規模補修工事と除雪業務の一体化につきましては、おおむね5年間をめどに推進していきたいと考えております。

続きまして、参考資料の下段を御覧いただきたいと思っております。

下に、「小規模補修工事等の経緯」についてまとめております。一番左側が河川等の小規

模補修工事でありまして、平成 15 年度から当番制により対応してきております。真ん中が道路であります、平成 15 年度から、河川等と同様に当番制でスタートしましたが、平成 22 年度より、道路 JV への委託を始めております。一番右側が除雪業務であり、平成 15 年度より一般競争入札により対応してきましたが、平成 26 年度より JV への委託を始め、平成 29 年度より小規模補修工事と除雪業務の一体型の試行を始めています。

本日の説明内容につきましては、令和 4 年度からの包括民間委託の試行、平成 29 年度より進めている小規模補修工事と除雪業務の一体化の推進を、令和 7 年度をめどに推進していくという内容でございます。

最後になりますが、県民にとりましては、災害などにより緊急対応が必要なときに即対応できる業者に工事を依頼し、速やかに安全を確保し、機能回復することが第一であります。包括民間委託を進めていくという方向性につきまして、業者への理解を得ていくとともに、試行を進めていく上では、業者への配慮もしながら、可能な限り早い段階で全県への拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

皆様から御質問等を伺うわけですが、その前に、特定共同企業体、JV に種類があればですが、これを、まず御説明いただけますか。どういう JV があるのか。

私の記憶では、共同企業体には、個別の工事ごとに組む JV と、あらかじめずっと結んでおく共同企業体があると記憶しているのですが、そういう理解でよろしいですか。ここに出てくる特定というのは、そのうちの個別施工等に関わるものではなくて、あらかじめ組んでおくもの、そういう理解でよろしいでしょうか。ちょっとその辺を確認したいのですが。

#### ○事務局

今日御説明しました JV につきましては、特定の工事での JV というのではなくて、年間を通した維持・補修のための JV という形になります。

#### ○碓井会長

御専門の方々ばかりだと思いますが、この共同企業体の種類として、用語はどうなっていますか。

吉野委員、御存じじゃなかったですか。

#### ○吉野委員

共同企業体の種類の用語について、正確なことは申せませんが、元々共同企業体、ジョイントベンチャーは、大規模工事等の円滑な施工、中小建設業者の施工能力の拡大、技術力の移転、企業合同への誘導などのため採用されてきましたが、公共工事においては、近年配分や地域の維持管理の持続的執行を主眼とする運用が行われるようになり、こうした観点も含めての分類がなされていると聞いております。

さて、私としては、この審議事項に関し、質問があります。

3点ほどありまして、一つずつお聞きしたいと思います。

まず、基本的なことですけれども、民間委託と個々の工事発注との違いは何でしょうか。工事は請負でしょうけれども、民間委託は委任、あるいは準委任だと思いますが、そういう個々の工事との違いは何でしょうか。入札上、その違いが出てくるのでしょうか。その辺をお聞きしたいのがまず1点目です。

○碓井会長

そこで止めていただけますか。

事務局、お願いします。

○事務局

個々の工事で発注するものと違いまして、民間委託というものは、年間を通しまして、先ほど参考資料のほうで御説明いたしました維持作業や小規模な補修工事を、民間の企業ですとかJVへ委託をするといった形になりますので、個々の工事の発注契約とは、違う形になります。

○吉野委員

それは分かるんですが、具体的にはどういう入札をされて、どういうふうをお願いをしていくんでしょうか。その辺を教えてください。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今、民間委託は施工体制確認型契約方式という形を取っております。全県の中を地域に分けまして、その地域の中で年間を通して県でこういう作業をお願いしたいので、手を挙げていただける業者さん、JVさんありますかという公募をしまして、その中で手を挙げていただいた業者さん、JVさんのほうの施工体制、例えば資機材がそろっているか、人的にそろっているか、そういったものを確認して評価をして、最も優れた業者さん、JVさんに委託するという形を取っております。

○吉野委員

そうしますと、例えば、小規模工事で個々に発注者がお願いするのではなくて、受託者のほうが判断をして工事をしていくということでしょうか。そういう違いがあるんでしょうか。

○事務局

年間を通しまして、緊急に工事に対応しなければいけない案件が出ましたら、発注者のほうで委託契約をしている業者さんのほうへ発注を行います。それで業者さんに動いてい

ただくという形になっております。

○吉野委員

そうすると、それぞれ発注者さんのほうが受託者に対してお願いをしていくということなんですね。そう考えてよろしいですか。

○事務局

そういうことになります。

○吉野委員

分かりました。

では2点目です。当番制の工事発注と通常の工事発注との違いはなんでしょうか。当番制については、当番に当たる業者全てを入札で決めるんですか。その辺を教えてください。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

当番につきましては、希望する業者さんに、公募によりまして手を挙げていただき、日ごとに当番を決めます。緊急な対応が必要ということで、通常の発注でありますと即対応できませんので、あらかじめ当番を決めることにより、緊急に工事をお願いできるということで当番制としております。

○吉野委員

そうしますと、発注者さんのほうで、「あなたにお願いしますよ」ということをそれぞれの当番の方をお願いしていくということよろしいですか。

○事務局

そういうことになります。

○吉野委員

分かりました。

3番目、よろしいでしょうか。背景の中で、19号台風の時点で河川等で緊急対応ができない当番業者があったということですが、どうすればこれを解決できると思っていられるんですか。包括民間委託だったら解決できるんですか。その理由は何ですか。その点をお聞きしたいのですが。分かりますか。

○碓井会長

事務局、お願いします。



○事務局

包括民間委託ですと、JVにお願いする形になりますが、JVの中には複数の業者さんがいらっしゃると思いますので、こちらでお願いをしたものにつきましても、JVの中でうまく割り当て等もしていただいて、円滑に対応ができると考えております。

○碓井会長

吉野委員、よろしいですか。

○吉野委員

いや、瞬時に対応できるとおっしゃるけれども、背景の中でおっしゃった、できなかつたという方がおられるわけで、それは大丈夫なんですか。その辺がよく分からないです。なぜ包括民間委託だったらできるんですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

当番制ですと、日ごとに決められた業者さんにまず電話をして、了解が得られた上で発注を行うのですが、台風19号のときは、電話をしても何回も断られたことがあったり、実際請けていただいても機動力の点で欠けていたということもありまして、そういった台風19号の反省がありますので、JVにお願いをすれば、複数の業者さんがいますので、その中で対応していただけるのかと考えております。

○吉野委員

できるだろうなという感じですか。完全にできるかどうか。それは大丈夫でしょうか。

○碓井会長

事務局どうぞ。

○木下委員

よろしいでしょうか。手を挙げていますが。

○碓井会長

木下委員、どうぞ。

○木下委員

建設業協会としましても、この件は以前から県のほうに要望してまいりました案件ですので、私からも補足説明をさせていただきます。

まず一つは、当番登録制というのが、登録業者に総合評価の加点を与えるものですから、総合評価入札制度において有利になりたいがために、緊急対応ですとか、体制、また意欲

のない業者もとにかく登録をするということがあります。その結果、災害時に限らず、通常の維持費等で緊急に直してもらいたいというときに対応できない業者というのは、以前から発生しておりました。

特に、台風 19 号のときには、中山間地は川も道路もくっついてしまっているわけです。河川の堤防が流れると道路が飛んでしまう。道路ですと小規模 JV が対応できますが、河川はなまじ当番業者がおりましたので、出先の担当者の方にしますと、やはり当番業者に先に声をかけなければならないということがありまして、非常に初期対応が遅れてしまいました。

ですから、我々はやはり地域の住民の安全安心を守るためには、地域を面として、日頃から面として、道路・河川・砂防に限らず一つの地域として支える、守るという業者を集めて、つまり、日頃から施工能力を確保している業者で企業体を組んで、いったん何か発生したときには、災害に限らず、通常の、道路に穴が空いたとかそういうときでも、仕事を止めてその修理に出る、そういった意欲のある業者を集めて小規模 JV を組んでおります。

ですから、この河川・砂防といった当番制を廃止して、小規模 JV に含めたほうが地域住民のためにもなりますし、特に出先機関の担当の方々の負担軽減にもつながると考えておりましたので、要望を続けてきた経過があります。

○碓井会長

また、吉野委員に伺ってもいいですか。今の御説明で分かっていただけでしたか。

○吉野委員

分かりました。

○碓井会長

今の続きで、なんとなく分かったような、分からないところが実はありまして、県の出先機関がやるのに比べて、JV の中のほうが、それぞれ個々の構成員の様子が分かるからうまく配分ができると、こういうふうに理解してよろしいんですか。

木下委員に伺います。

○木下委員

そうですね。やはり県の皆さんは2年で転勤してしまいますので、地理的なことはやはり地元の業者のほうが詳しいです。例えば、崩落等がありまして道路が不通になった場合に、どこを迂回すればいいかとか、そういったことはやはり我々でないと速やかな対応はできないと考えております。

ですから、小規模企業体を組む場合でも、その地域である程度施工能力のある、地元を知る企業で組ませていただいております。

○碓井会長

分かりました。伺っていて、県がやる場合でも出先機関が、今までの当番制じゃなくて

プール制にしておけばいいと思ったのですが、今のような御事情があるとする、よく理解できます。

それでは、森委員どうぞ。

#### ○森委員

先に碓井会長さんからお話があった共同企業体、ジョイント・ベンチャーですけれども、一つの工事を施工する際には複数の企業が共同でというスタンスかと。特定というのは、特定の工事です。そのたびごとにと捉えておりましたもので、私も会長と同じような形で、あれ、そういう整理でいいのかなというところで捉えていたところが1点目でした。

あと、中身ですが、参考資料の3ページ目になりますが、平成29年から、この小規模補修工事と除雪業務の一体的な方式で試行しているというところがありましたので、この試行によってどんなことが分かってきたか。つまり、分離ではなくて一体的に進めることの効果としては、事務量が軽減されたとか、経営事業の安定化が行われたとか、雇用や採用の安定化というところもあるかと思いますが、その中身を補足いただくと、これから試行から実践にという形になるかと思しますので、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○碓井会長

第1点目についてですが、私、今資料を持ってきたのですが、確かに森委員が御指摘のように、今まで建設工事については経常建設共同企業体というのと、それから今の特定建設共同企業体と分けていて、特定の工事をやる時には特定と呼んで、普段から組んでいてやるのは経常と言うわけですね。ですから、用語の上で違和感があったもので、あえて冒頭で質問をさせていただきましたが、これは言葉の問題ですから、ちょっと誤解をいたしました。

では、第2点のほうについて、事務局お願ひします。

#### ○事務局

先ほど御質問いただいた小規模補修工事と除雪の一体型の試行の検証といひますか、メリットみたいな御質問をいただいております。

29年度から試行を始めまして、昨年度は10工区で、この一体型の試行をしておるところでございます。ここ2年ほど行った中でのメリットですが、一つは、春から秋にかけては道路の維持補修工事を行って、冬に除雪を行っていくという形で、年間を通した工事のめどが立てやすいというメリット、つまり業者の皆さんの計画が立てやすい、それによりまして、資機材、あるいは全員の計画的な雇用につながっていくやすいということがございます。

それと、受発注者共に、今まで道路の維持補修工事と除雪業務をそれぞれ別々に入札業務を行っていたのですが、それを一本化できたということで、受発注業務が大幅に軽減されているということで、双方の事務軽減につながっているというところがございます。

あと、直接一体化ということではないのですが、これらは全て3年の複数年契約で契約をしておりますので、3年間同じ体制で工事ができるということで、先ほども少し申し上げましたが、安定的な雇用、あるいは資機材の確保に非常に効果的であるというような

ころが、これまでのメリットかと思っております。

○碓井会長

森委員、いかがでしょうか。

○森委員

ありがとうございます。複数年で一体的な業務という形になると、人もそうですし、機材もということで見込みが立てやすいところかと思っておりますので、事情についてはよく分かりました。ありがとうございます。

○碓井会長

それでは堀越委員、お願いします。

○堀越委員

3点ありますが、1点目は森委員と全く同じような内容ですので、これは省略させていただきます。

2点目ですが、3ページの資料で、これは確認ですが、令和4年度から河川と道路と、それから除雪業務、これを包括民間委託の試行が始まりまして、令和7年度のところの小規模補修工事というのは、河川等も含むという解釈でよろしいんですね。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

そうでございます。

○堀越委員

分かりました。

3点目ですが、包括民間委託として、一部地域で試行の導入となっています。進め方のところで、全96地域の4分の1程度ということで、先ほどこの部分について御説明があったかと思うんですが、どの基準で4分の1程度の地域で試行の導入が始まるのか、そのところを再度御説明をお願いしたいのですが。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今年度の数字になりますけれども、全県全体で96地域ございまして、そのうちの4分の1程度の地域になりますが、その地域が河川等の当番登録を行っている業者が全て道路JVに加入しています。そういった地域であれば試行が可能かと考えております。

○堀越委員

そうしますと、加入している地域は全て試行を導入するという事によろしいですね。

○事務局

そういうことになります。

○堀越委員

ありがとうございました。

○碓井会長

西村委員、お願いします。

○西村委員

事務局の方と、木下委員さんがもっと詳しく御存じかもしれないのですが、大災害の場合、台風 19 号を上回るような、言うのものはばかれるぐらいの大災害が気候変動に伴って今後増えるだろうと言われていますが、そのような場合には、地域の業者さん自体も被災されるというようなことが考えられるのではないかと思います。そのような事態については、何か御検討されたのでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

大災害のときには、県と建設業協会と災害時の応急工事の協定を結んでおります。県から協力要請をして災害活動に当たっていただくことになります。当然被災が大きければ、業者さんのほうも被災されているところもあるかと思いますが、そこは協力をしあって対応していただくことになろうかと思えます。

○碓井会長

西村委員、大丈夫でしょうか。

○西村委員

木下委員さんが何か。

○碓井会長

木下委員、どうぞ。

○木下委員

御質問がありましたので。大災害の際の災害協定は今事務局から御説明いただいたとお

りでございます。県、また国、各市町村と建設業協会、また県産連、長野県建設産業団体連合会で災害協定を結んでおります。

また、先の台風 19 号の際にも、本社が被害を受けた、また社員の自宅が水没したという会社は幾つもありました。各企業は、今 BCP といって、企業の継続計画、災害時でも企業活動が継続できるという計画を立てている企業が多いものですから、そういった地域の核になる企業を中心として、災害の応急の復旧に当たるということで準備をしております。

西村さんが御指摘のとおり、本当に現在どんどん雨量が増えておりますので、従来のような考え方では対応できないと考えておまして、いろいろ災害訓練も毎年やらなければいけないと考えております。

以上です。

○碓井会長

西村委員、よろしいでしょうか。

○西村委員

ありがとうございました。

○碓井会長

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

私から何点かありまして、まず一点目が、先ほど各委員さんからもございましたが、非常に今建設事務所の維持業務関係が増大しているのを承知しているところであります。今回の試行によりまして、非常に連協強化が図れて即効性があるということですが、そんな中、特に具体的に、入札業務をはじめどんなような業務が低減できるのかということ再度確認したいと思います。

あと、実際維持業務の中で道路の陥没による訴訟のトラブルといったようなものが多いとも聞いておりますが、これはあくまで管理者である県が従来どおり責任を持ってやるのかというのがあります。

最後ですが、非常に大型機械である除雪機など、県の所有の建設機械をそれぞれ業者さんに貸し出しているのは承知をしておりますが、実際の機械の管理も膨大な機械がありして、県職員が管理をしていますが、高齢化が進んでおまして、今回の JV の中で、機械の保守といったものについては今後どのように考えているのか、以上よろしく願いいたします。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

包括民間委託になりますと、当番登録がなくなっていくます。河川等におきます当番登

録がなくなりますと、発注者としましては、毎年実施しております公募の作業ですとか、あと半年に1回作成しております当番表の作成業務の事務がなくなりますので、非常に事務が簡素化されるのではないかと考えています。

また、受注者としましては、当番登録の申請が不要となっています。

また、河川等を含めた包括民間委託も、これまで道路でやってきたものに併せて民間委託の契約ができる形になりますので、選定業務が統一されまして、これも事務の簡素化につながると考えております。

2点目の御質問の道路の損傷による損害賠償等の関係でございます。これは、今御質問の中にもありましたように、JVでパトロール等はするのですが、あくまで損害賠償等の責任は道路管理者である県にあるということで、これは今までと変わりはありません。

それから、機械の管理の関係でございますが、御指摘のとおり、現在県の所有する機械と民間の業者さんがお持ちの機械、大体これは半々ぐらいで除雪の対応をしておるところですが、やはり高齢化や労働力不足ということで、機械の効率化ということも考えていかなければいけないと思っております。

その機械につきましては、できるだけ除雪専用の機械というのは、なかなか業者さんもそろえにくいということで、そのような機械につきましては、できるだけ県で確保していく。それから、一般の工事にも使えるような機械につきましては、業者さんにも、また今後確保してもらおうというある程度の積み上げをした中で、できるだけそのJV化等によって、機械の台数全体も効率的に動けるように少し縮小できるようなことも考えながら、これからの機械の管理ということも考えていかなければならないと思っております。

それと、県の職員の高齢化というのも確かにございますので、これからの県が持つ機械の管理のあり方については、これまでも検討していますが、引き続きその機械の管理のあり方について検討を続けていきたいと思っております。

○碓井会長

湯本委員、よろしいですか。

○湯本委員

ありがとうございました。

○碓井会長

相澤委員、お願いします。

○相澤委員

先ほど会長も御質問をなさっていましたが、私も、特定共同企業体というものについての定義、条件、どういうふうに認可するのかが、この資料ですと、やはりいまいよく分からないので、資料にそういうものをつけていただけたらよかったですかと思いますが。今お答えいただいても結構ですが。

例えば、小規模事業者さんが、すごく小さなところが何社も集まっても特定共同企業体と認めるのでしょうか。どういう条件なのか。満たしていなくても認められるのか、そう

いうことの条件というか、定義というのが、やはりおありになったほうがいいんじゃないかと思ってお聞きしたんですが。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今回の特定共同企業体の構成員として参加をしていただく上での要件というものも、当然設定してございます。

例えば、構成員としては、県の入札参加資格を持っている。土木一式ですとか、業種に関しても指定していますし、それなりの地域の要件というものも具備したものであるということが、まず前提としてございますので、構成員としてお入りいただく方というのは、県の入札にも当然御参加いただいている企業様ということにはなっております。

○碓井会長

相澤委員、よろしいでしょうか。

○相澤委員

認めるのが文書になっていなくて通るといっているのであれば、別にいいのかなとは思いますが、その辺が疑問だったんですけども。

○事務局

共同企業体の結成に関しましては、県でも企業体の結成に関する要領を持ってございまして、その要領の中に準じた形で、いわゆる協定書を作成していただくということが、まず前提となっておりますので、通常の特典共同企業体を組むような大規模工事ですとか、そういったものと同じような形態で書面で交わしていただくことにはなっております。

○相澤委員

分かりました。

○碓井会長

そんなに急ぐことではないので、そういう資料を次回辺りに出していただけますか。そうすると割と理解がしやすいですが、事務局いかがですか。

○事務局

承知いたしました。

○碓井会長

共同企業体の結成方法なり何なりの資料がもしありましたら、お願いします。



○事務局

結成に関する要件ですとかそういったものもございますので、また、次回御説明させていただきますと思います。

○碓井会長

お願いします。

奥原委員から、手が先に挙がっていましたか。

○奥原委員

包括JVに選んでいただけると言いますか、選定してくださるのに、例えばその97エリアと先ほどおっしゃったかと思うんですが、そのエリアごとに数者さんが手を挙げられて、その中で1者ごと決められているという解釈でよろしいですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

全県で97エリアがございまして、その中で複数者でJVを組んで手を挙げていただくという形になります。

○奥原委員

手を挙げていただくのが複数ある中から選択されるということでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

それが複数あるという地域もございます。それで選定をするということになります。

○碓井会長

そうすると、一つのエリアに複数のJVができるかもしれないということですか。そういうこともあり得るということですか。

○事務局

複数手を挙げていただきましても、その中で一つのJVだけを特定するという形になります。

○碓井会長

そうすると、仲の悪いのはどうするんですか。

○事務局

評価をさせていただきまして、特定するという形になります。

○碓井会長

私の発言は後にします。奥原委員、どうぞ。

○奥原委員

そうすると、そのJVを組まれた、選択された業者さん、JVさんはいいんですけども、漏れたJVさんに属する複数の企業の方は、その意欲があるにもかかわらず維持管理なりそういうところに参加できないということになりかねませんでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

そういう形にはなります。

○奥原委員

公平性といいますか、企業さんの意欲と、修繕していただきたいというところがマッチングしていないということにもなりかねないところが一つと、特定のJVさんで、その地域を包括してみた場合に、特定のJVさんのリーダー的な方が采配される、ちょっといい方がいいかどうか分からないですが、その企業さんを選んでしまう、工事につく企業さんを選んでしまうだとか、そういうことになりかねないということも、ちょっと懸念されるところではあるかと思うんですけども。

緊急対応ですとか、事務作業の効率化というところにおいてはいいことだとは思いますが、意欲ある企業さんが参加できないことにならないかどうかは、ちょっと考慮していただければと思います。

○碓井会長

事務局、何か御発言はありますか。

○事務局

意欲のある業者さんにぜひ仕事をしていただきたいとは思いますが、ここで競争といいますか、複数者ある場合は、より施工体制が整っているJVさんをお願いすることによって、より緊急対応が円滑になると考えております。

○奥原委員

あと、県で入札参加されている業者さんの全ての業者さんが、包括JVさんを使って小規模の工事だとかをされているということを承知していない企業さんもお見えかと思うので、例えば、先ほど要項なんかも分かるようにして下さるというお話ですが、県のホー

ムページで募るですとか、広く周知して下さるような取組、仕組みづくりもしていただけたらと思います。

○碓井会長

よろしいですか。

○事務局

分かりました。

○碓井会長

お二人手が挙がっておりますが、木下委員から先に行きますか。

木下委員、どうぞ。

○木下委員

業界人として、実態をちょっとお話しておきたいと思います。意欲のある業者が入れないという企業体はまずないと私は見ております。それと、この小規模維持修繕を JV で担当する工事というのは、緊急性の高い 250 万円以下の工事なんですね。それを、通常やっている工事を止めて、その修理に向かうわけですから、仕事をやりたい意欲というよりは、むしろ地域を守る義務感の高い業者を集めて結成されていると解釈をしていただいたほうが、現実に近いかと思いますので、よろしく願いいたします。

○碓井会長

秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員

実は、今の奥原委員のお尋ねと近いところがございます、今、まさに木下委員から補足の御説明をいただいて、なるほどと思ったところがあります。せっかくなので確認を兼ねてお願いします。

今まで道路に関して、道路・除雪を試行でやってきたので、そういう意味では先ほど御説明をいただいたように実績は分かっていると。今度、それを河川・砂防・都市公園まで広げたいということで、意図は非常に理解をしているところですが、私の理解では、河川にしる砂防にしる、やはり一定の特殊なスキルといえますか、資機材も含めてあろうかと思えます、専門性と申し上げればよろしいでしょうか。都市公園もそうだろうと思えますが、特に河川・砂防というのは人命に直結する部分も非常に強いかと思えます。

そういう意味で、気になりましたのは、先ほど来その JV の組み方についてお尋ねもあったわけですが、それぞれの JV を組んだときに、1 エリアを、1 個を選びますという御説明がありました。そうすると、その JV の中に、たまたま河川にそんなに詳しい者がいないということになるとよろしくなろうなというのは容易に想像がつかます。

ただ、そうは言っても、みんながみんな全部のエリア、ちゃんと河川も、砂防も、都市公園も、道路も、全部満遍なくというふうに期待してよいのかどうか。そのところ、あ

るいは要項にそういうことを書き込んであるのか書き込めるのか、そのところを確認させていただきたいと思う次第です。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

JVに入っただけ業者につきましては、当然県の入札参加資格もございますので、土木の工事を専門に施工していただけたらと考えております。小規模補修工事はあくまでも250万以下の小規模な応急工事であり、本格的な工事は応急工事とは別の、本当に専門性のある業者さんを選定することもできますので、応急対応につきましては、JVに参加されている業者さんで間違いなく対応いただけたらと考えています。

○秋葉委員

すみません、今、音声途切れ途切れだったので念のための確認ですが、JVを組んで、しかも発注の対象が小規模で緊急対応的な、主に災害対応を意図したような工事なので、それについては、少なくとも入札資格を、参加資格を持っているというところで対応できる技術力、スキル、体制がある方々が集まってJVを組むということが想定されるので大丈夫だということによろしいですね。

○事務局

そのとおりです。

○秋葉委員

分かりました。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

では、私から発言させていただいてもよろしいでしょうか。今の御説明から行くと、表現は良くないんですが、やはりJVで親となる企業、つまり、誰かが分配をしなければならぬわけですね、それぞれの事態のときには。勝手に順番を決めておいてとか、どういう割り振りなのか、そういう方針というのは県のほうで何かサジェスションするんですか。それとも、もう一括で包括的に委託するから、それぞれのJV任せなんですか。JVの中の組織のあり方ですね。あるいは連絡体制なり、仕事の分配のあり方とか、そういうのはどうなるんですか。

○事務局

JVの中に幹事会社という一つ会社を決めていただきまして、県から依頼するときには、その幹事会社を通じて仕事を依頼することになります。その幹事会社がこちらの業者さんをお願いするとか、そういった采配につきましては、JVの中で行っている状況でござい

す。

○碓井会長

委員の皆様、ただいまの御説明で大丈夫でしょうか。

相澤委員、何か御発言されたいような感じですが、大丈夫ですか。よろしいですか。ほかに御発言はありませんでしょうか。

会長がそういうことを言うのはなんですが、今日のこの御説明を伺って、おおむねよろしいと言ってしまうのはなんとなく私としては躊躇を感じるところが、つまり、なんら今の肝心なところの資料がない状態で、おおむねよろしいというのはなんとなく不安ですが、会長代理の吉野委員の意見を聞いてみたいんですが、吉野委員、その辺はいかがですか。あるいはほかの委員の皆様でも。

相澤委員から御発言ですね。

○相澤委員

やはり今の最後のお話をお伺いすると、大きなJVさんで幹事会社があって、その下につかれて配分を決められたりするものが固定化することはないのかなと、ちょっと疑問を感じています。

そうすると、ちょっとだけ大きな会社さんがいれば、そこに入らないと小さな随契の工事みたいなものも請けられなくなる可能性も出てしまうのかなと、ちらっと思ったんですけれども。全体がよく分かっていないかもしれないので、ちょっと勘違いな意見なのかもしれません。

要するに一つのJVがある程度固定化されてしまって、力関係がその中でたぶんおありになるんでしょから、そうすると、その後どうなのかなというふうに、若干疑問を感じるという意見です。

○碓井会長

なんとなく全体が性善説で説明されている感じで、それは地域を守りたいという業者さんのつもりで大丈夫だとは思いますが、しかし、県としてその仕組みをつくってやるというときには、性善説で行かない場面も生じ得ることを考えて進まないといけないような気がするんですが。私に賛成する委員の方は誰もいらっしゃらないかもしれませんが。

吉野委員、お願いします。

○吉野委員

多少疑問はありますけれども、こういう方向で改善してはどうかという御意見ですし、試行ですから、一応やってみてはいかがかとは思いますが、やってみて、支障があるんだったらそこは直さなきゃいけないし、今、様子を見るよりはやってみてはいかがかと思えます。その辺いかがでしょうか。

○碓井会長

ほかの委員の皆様はどうでしょうか。

これは、いずれにしても試行はすぐではないわけですね。先ほどの日程で。いろいろな資料を出していただいてから GO サインという手もあるわけですね。県はどのような予定ですか。

○事務局

令和4年4月から試行ということで、まだ1年以上ございますので、それまでは周知期間ということで業者さんには広く周知していきたいと考えています。

○碓井会長

今日も、全く駄目だという意見はないと思うんです。でも、会長として大変失礼ですが、せっかちに了承とする必要もないように思うんですが、皆様いかがですか。県がそれでは不都合だというのでしたら、ここで結論を出しますが。

○事務局

すみません、1点よろしいでしょうか。現在、道路の小規模維持補修工事と除雪業務一体型の工事につきましては、平成29年度から既に試行を開始しているところであります、これからというところではございません。あと、河川・砂防につきましては、ただいま説明があったように、令和4年からということですが、そこだけ少し違いますので、御理解をいただければと思います。

○碓井会長

既にやっていることはやっている。議論としては、そういう過去のデータもきちんと出してもらった必要があるかもしれません。どういうやり方をしてきたかという、JVの中での細かいやり方をですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

では、私だけが少数意見ですかね。  
西村委員、どうぞ。

○西村委員

御懸念のある方が複数いらっしゃるの明らかですので、道路のほうで既に29年度からおやりになっているんだとすれば、その御懸念が言及されているような事柄について、平成29年度から現在に至るまでどのような状況になっているかということに関して御報告いただくのが一番いいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○碓井会長

秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員

先ほど申し上げたように、私も確かに懸念はございます。ただ一方で、考え方として、今本当にいろいろなことを変えていかないと、本当に行き詰まっているところがすごくたくさんあると思っておりますので、まさに吉野委員がおっしゃられたように、取りあえずやって、不具合があればまた変えていくという姿勢で、とにかく地域が、災害があっても安心して住めるようにしたいというのはすごく私も思います。

ただ一方で、今日、よっしゃいいですよというのもちよっと違うかなと思っております、私としては、おそらく事務局はつくっていると思うので、全体のスキーム図ですね。どういうふうにして流していくのか、包括JVをどういうふうに先行していくのか、先ほど要項があるとおっしゃいましたので、その辺りも情報提供していただくと、なるほどこれでやっていけそうだという合意と理解が進むのではないかと思いますので、これを否定するという意味ではなくて、作業量も減らせるでしょうし、前向きに、ぜひそういうふうに情報を出していただきたいと望みます。

○碓井会長

森委員、どうぞ。

○森委員

縷々お話がありましたが、基本的に試行の段階で何の情報を集めていくのかという問題かと思っております。会長さんがおっしゃったところが、やはり懸念の大きなところかと思っておりますので、やはり、仕事を請け負ってどのように構成の方々をお願いして、どういう業務を推進してきたかというその流れが把握できれば、今後の蓄えになるかなと思っております。ジョイント・ベンチャーの意義を考えると、何かを固定してという形で進むのは難しいかと思っておりますので、この間の試行的な取組で、どういう仕事をお願いしてきて、どなたがどのような業務を担っていらっしゃったかというところを整理・確認して、これからの具体的な推進に向かっていったらどうかと思うところです。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

いずれにしても、私、冒頭に申し上げたんですが、今まで建設工事について言われてきたジョイント・ベンチャーとはかなり違った意味の、ジョイント・ベンチャーという言葉を使うけれども、違うもののような気がいたしました。ですから、それが誤解をしようもとなのかもしれない。

それでは、吉野委員のような御意見もありますが、今日全面的に了承というわけではなくて、こういう方向の必要性があるということを私たちは契約審議会としても認めて、そういう方向を推進していただくと。そのための資料などもこれから出していただいて、引き続き審議させていただくと、こういう方向で取りまとめたいと思いますが、それでは間に合わないとか、そんな消極的な意見を言ってもらっては困るという、何かそういう御意見があったらお願いします。

木下委員、それで大丈夫ですか。

○木下委員

私としては、何年もかけて要請してきたことですから、方向性としては決して間違っていないですし、県民益にもなると考えておりますが、委員の皆さんに御不審な点があれば、少し考えるお時間を取っていただければと思います。

この企業体につきましても、まだよくお分かりにならない方が多いようです。小型の企業体で、一般的な一つの建設工事に対する企業体ではなくて、少し企業体のトップ企業、スポンサー企業の力が過大評価されているところがありますので、そういうものと違うということです。そういうことを資料で少し説明していただいて、納得された上で前進していただければと考えております。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

事務局から何か御発言はありますか。

○事務局

先ほども申し上げましたが、道路の維持補修と除雪の一体化につきましては、29年度から試行しているということで、これからもう少しそれを広げたいというところで、今回御審議いただいているわけでございます。

今、資料的なものといういろいろなお話がございましたので、そういう資料的なものを当然そろえていく中で、また試行については既に始めているので、また続けさせていただきたいと思っております。この点はよろしいでしょうか。

○碓井会長

それは今日の審議事項の対象外でございますので、試行していることについて待てという趣旨ではございませんので。

○事務局

ありがとうございます。

○碓井会長

それでは、先ほど申しましたように、今日御提案の包括民間委託については、引き続き審議させていただくことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局

碓井会長、すみません。今日休憩の予定はなかったんですけども、かなり長時間にわたっておりますので、ここで5分程度休憩はいかがでしょうか。



○碓井会長

分かりました。

それでは皆さん、5分程度休憩いたしましょう。

< 休 憩 >

## (2) 報告事項

### ア 建設工事等における全国の落札率の推移

○碓井会長

それでは、(2)の報告事項に入りまして、アの「建設工事等における全国の落札率の推移」を取り上げたいと思います。

事務局から御報告をお願いします。

○事務局

資料の4ページ、資料3をお願いします。取組番号3の報告事項となります。この資料につきましては、建設工事と委託業務の全国の落札率について、令和元年度の集計結果がまとまりましたので報告いたします。

令和元年度の建設工事、委託業務の落札率について、全国の都道府県に対しアンケート調査を行った結果をまとめたものとなっております。平均値の算出方法は、各都道府県の平均落札率を単純平均したものとなっております。

まず、ページの上のグラフと表についてですが、こちらが建設工事のものとなります。令和元年度の全国の平均落札率は、平成30年度よりも0.4ポイント上がりまして、93.7%となっております。それに対しまして、本県は平成30年度よりも1.3ポイント上がりまして、94.4%となっております。この上昇の要因についてですが、グラフにもお示ししておりますが、令和元年8月に失格基準を2%引き上げた数字が含まれておりますので、上昇しております。

次に、下の表とグラフをお願いします。こちらにつきましては、委託業務のものとなります。令和元年度の全国の平均落札率は、平成30年度に比べまして0.5ポイント上がりまして、88.3%となっております。前年並みの推移という状況であります。

それに対しまして本県の状況ですが、平成30年度が89.8%であったのですが、0.2ポイントの上昇がありまして、90.0%という状況になっております。全国の平均と比べますと1.7ポイントほど長野県のほうが高いという状況になっております。

説明は以上となります、よろしく願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問がありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

湯本です。よろしくお願いします。

まず、今回、建設工事の関係で上がったということですが、実際昨年台風ですとか、今年の豪雨で不調不落が多いという声も聞かれています。失格基準が上がったとはいえ、これは例えば、台風だとかの前の段階で非常に入札率が高かったという理解でよろしいでしょうか。

あと、実際結果として下請け業者の皆さんの賃金配慮が行われているという理解、以上2点ですが、よろしくお願いします。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、最初の御質問ですが、この失格基準が上がる前、4月から7月までの間の平均落札率で言いますと、93.2%となっております。失格基準を8月から上げておきまして、台風の前まででいきますと、8月9月の開札案件になるかと思いますが、そちらのほうの平均落札率で言いますと、94.3%となっております。台風以降、10月から年度末の3月までの平均落札率で言いますと、95.3%となっております。失格基準の改正に伴いまして上がってきているという感じかと捉えております。

2点目ですが、下請け業者さんへの賃金の反映ということでよろしかったでしょうか。そちらにつきましては、ダンピング対策としまして、低入札価格調査基準価格を設定し、元請け企業が適正な利潤を確保できるということが、結果として下請け企業へのしわ寄せが行かない環境整備に反映されるものと考えておりますが、賃金水準の適正化については、引き続き企業に求めていきたいと考えております。

また、長野県における建設業の売上高、営業利益率につきましては、前回お示した数値から0.7ポイント上昇しております。その中でさらに売上高が1億未満の建設業の売上高営業利益率につきましては、1.2ポイントの上昇傾向が見られます。上昇の要因は様々あるものと考えられますが、失格基準の改定に伴う落札率の上昇というのが一つの要因になるのではないかと考えております。

以上です。

○碓井会長

湯本委員、よろしゅうございますか。

ほかに御質問は。

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

質問いたします。委託業務のほうですが、これにつきましては全国平均よりも上回っていることは事実です。建設工事のほうにつきましては、失格基準価格の見直しによって大分落札率が上がったということがあるのですが、委託業務のほうについては、失格基準を見

直す予定というのはあるのでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

委託業務につきましては、現在国でも特に見直しを行うという話はありませんし、今御覧いただいているとおり、全国の平均とそんなに大きな開きがあるということでもありませんので、特段、今、見直す必要があるというふうには考えておりません。

○堀越委員

ただ、建設工事のほうは 94.4%まで行っていて、委託業務のほうは 90%というところについての問題というのはいないのでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

建設工事の場合は、資機材の購入ですとか、下請けの重層化みたいなものもありますので、かかる経費というのがございます。こうした企業努力だけではコストを下げられない、抑えられない部分というのがありますので、94.4%という数字はそれなりの数字かなと解釈しております。

それに対しまして、委託業務につきましては、資材の購入ですとか、そういったどうしようもない部分というのが建設工事に比べますと比較的少ないので、90%という状況ですが、今のところ見直しの必要性というのはいないかと考えております。

○碓井会長

よろしゅうございますか。

○堀越委員

結構です。ありがとうございました。

○碓井会長

西村委員、お願いします。

○西村委員

私の観察を申し上げる感じの発言内容になりますけれども、昨年度来、その前からですけれども、この失格基準価格を上げるとか、そのほかにも失格基準になる価格の幅に関する議論もあったと思いますけれども、ずっと年度を超えて幅がものすごく薄くなっていて、たしかおよそ5%ぐらいの幅しかなかったと記憶しています。失格基準をクリアした上で、

なおかつ予定価格を超えないという幅が、ものすごく既に薄いんですね。

ですので、この落札率が上昇しているということはもう当たり前と言いますか、システムの変更によってそういうふうになってきたと。むしろそこから外れること事態が、非常にもう構造的に難しい入札ルールに今なっているというコメントです。

以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに御発言はありますでしょうか。

それでは、これは報告事項でございますので、承ったということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

## イ 清掃・警備・施設管理業務における賃金実態調査の結果

○碓井会長

続きまして、報告事項のイに入りまして、「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果について」、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

それでは、5ページの資料4をお願いいたします。清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果について報告させていただきます。

この調査は平成28年度から開始しまして、今年で5年目の調査となりました。1の目的としましては、令和2年度の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の賃金実態等を調査し、より適切な予定価格や最低制限価格の設定を研究するための基礎資料とすることとしております。

2の調査内容です。調査対象としましては、令和2年度の競争入札による予定価格100万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の委託契約としております。調査期間は令和2年5月31日を含む1か月間を対象としております。

3の調査結果の概要です。まず(1)の回答状況ですが、調査対象となる契約は、清掃は57、警備は16、設備管理は14あり、その全ての契約について御回答をいただきました。

(2)は賃金実態調査の結果です。表の中の数字の上段は今年度、下段括弧内が前年度のものです。表の左側の列、本調査の対象者数は、清掃・警備・設備管理を合わせて、今年度は312名となりました。その対象者数の列から順に右側へ、平均年齢、平均勤続年数、就業形態や正規社員の割合、給与形態が正規社員の割合、給与形態が時給社員の割合、平均労働時間、平均賃金について示しています。

この中では平均年齢に関して全体で昨年より1.5歳上がったとともに、平均勤続年数も0.8年上がっております。また、就業形態における正規社員の割合は、昨年度に比べ、警備について横ばいとなっているものの、清掃・設備管理で正規社員の割合が増加しているた

め、全体で昨年度を1ポイント上回りました。

給与形態の時給割合は、昨年度に比べ清掃でわずかに増加しているものの、警備・設備管理で減少していることから、全体でも6ポイント減少となりました。

平均労働時間は、清掃・設備管理で減少したものの、警備で増加したため、全体としては0.1時間わずかに増加しております。

最後に一番右の列の平均賃金についてですが、今年9月末までの長野県の最低賃金は、表右下の※の部分に記載した848円でありますところ、3業務全てでこれを上回っております。昨年度との比較で、清掃は昨年度874円に対しまして、今年度917円で4.9%の増、警備は昨年度879円に対しまして、今年度912円で3.8%の増、設備管理は昨年度1,021円に対しまして、今年度1,186円で16.2%の増となり、3業務全てで前年度を上回っております。これらの3業務を平均しますと、昨年度890円に対しまして、今年度948円で6.5%増加したという状況でありました。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、6ページの(3)賃金分布の状況です。清掃では、最低賃金848円の列を上回る849円から850円の間にもっとも多く分布がありまして、警備業務では、最低賃金の848円のところに最も多く分布がされております。設備管理では、最低賃金より高いところで分布が見られます。設備管理は特殊な技術を要するとして、免許等が必要となる業務でありますので、清掃・警備と比べ賃金が高い傾向にございます。これら3業務の分布は例年と同様の傾向を示しております。

最後に(4)では、調査を開始した平成28年度から今年度までの5年間における最低賃金及び本調査に基づく3業務の平均賃金の推移を棒グラフで、加えて3業務の平均正規社員割合の推移を折れ線グラフで表したものです。

3業務の平均賃金は、近年の最低賃金の上昇に伴い着実に上昇していることが見て取れます。また3業務の平均正規社員の割合は、昨年度に比べ1ポイント増加し、近似線として見れば上昇傾向にあると考えられます。

今後も毎年度賃金実態調査を実施しまして、その動向を注視してまいります。また、来年度に向けた清掃・警備・設備管理業務の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定に当たりましては、12月に公表される国交省の建築保全業務の労務単価を基礎としまして、今回の賃金実態調査の結果もこの基礎資料の一部として検討を進めて、次回の第4回契約審議会において、その改定した内容を御報告させていただく予定であります。

以上で、賃金実態調査の結果について報告を終わります。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問がありましたらお願いいたします。

湯本委員から手が挙がっていますか。

#### ○湯本委員

何点かあります。1点目ですが、この調査は、今回示してもらった調査以外の事項というのはあるんでしょうか。なぜならば、コロナ関係で特記事項等がもしあれば教えていただければと思います。

もう一点ですが、この就業形態の正規割合というのが、清掃が22%、そして設備が32%、逆を言えば、それ以外の方が非正規ということでありまして、先月最高裁の判決が、日本郵便の非正規の皆さんについて出されたわけですが、今後調査項目の中に、今回判決で出された扶養手当だとか、年末年始休業手当だとか、休暇制度など、改正された分についてこの調査項目に加えるようなことができるのかどうか、以上、よろしくをお願いします。

○碓井会長

事務局からお願いします。

○事務局

まず、質問にありましたコロナ関係での特記事項があったのかについてですが、今回の賃金実態調査は5月に実施しておりまして、国で出された緊急事態宣言と重なる時期はあったところではありましたが、結果の概要に書かせていただいた数値を見る限り、例年と比べて特段数値に急激な変化があったような項目はなく、このコロナ禍の影響というのは数値自体には現れていないのではないかと捉えております。

続きまして、今回のこの調査で項目以外にも調査したところがあるのかという点や、今回待遇格差の最高裁判決が出されて、扶養手当等の調査もというような点の御質問に対してですが、今回の賃金実態調査の調査票の中では、基本給についての項目のほか、手当として通勤手当や今回の扶養手当、それとともに時間外や休日の手当、その他の手当といった項目も併せて聞いております。各受注業者の皆様には、この各種手当について、調査票にて御回答をいただいているところでございます。

したがって、今回非正規の方に対する最高裁判決が出されましたけれども、来年度の非正規の業務従事者の皆様に対する扶養手当等の金額、こちらに特筆すべき変化があるかどうかというのは、来年度の賃金実態調査では、ぜひ注視していきたいと考えております。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

西村委員、お願いします。

○西村委員

平均賃金がだんだん上昇しているという御報告がありました。それはそれで望ましい方向に推移しているのではないかという総括だったと思いますけれども、6ページに記載されています賃金の分布は、出していただいて本当に良かったと思っております。資料の提供ありがとうございました。

ただ、ここからちょっと厳しめのことを言ってしまうと、このグラフを見ていただきますと、非常に分布が偏っていることが分かります。左側と中央のグラフは、分布が非常に左に、統計学用語では**SKEW**と言いますが、非常に偏っております。右側は、右に偏ってはいますけれども、分布としてはいろいろなところに高い棒があります。一番左と右のようなグラフは、ここで平均を取るということに意味がないのが統計学上の理論

的な概念になります。学部学生に、ここで平均値を取ると単位をあげないというぐらいの大事な点であります。

このような特殊な分布状況のときには、平均値が表すこの分布に関する情報、平均値がしょってきてくれる情報はほとんどないということになります。一番情報をしょってきてくれる統計学上のものは、**Median** です。最頻値になります。最頻値というのは、一番棒が高いところになります、それが 849 から 850 のところになります。つまり、最低賃金の領域です。そこに関して推移はないということになります。

ですので、平均値が変動している部分というのはどこが反映されているかという、この最頻値以外のところにちょこちょこ出てくる。つまり分散ですね。ばらつき。ばらつきが変動しているということを言っているにすぎないわけで、全体の趨勢が上がっているということにはならないので、その辺を、ぜひ御注意いただいて、この長野県のこれまでの推移は、最低賃金からほとんど出ていないというのが実態であるということコメントさせていただきたいと思いました。

以上です。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

森委員、どうぞ。

#### ○森委員

西村委員さんと同じことを言おうと思っていました。特殊な分布状況だなということと、平均値はあまり意味がないところ。この最頻値を見ても、ここを見ると最低賃金だし、この分布状況を見ながら、これをどう捉えるのかなと思っていました。

最低賃金が 848 円であって、ほどよくそういう数字に今回の清掃や警備が位置づけられるところですので、これをもって最低制限価格等が今、長野県が妥当かどうか、それを根拠づける上で大丈夫かなということが心配になりました。

この妥当かどうか、または妥当じゃないとするとどういう理由でこの分布をもって価格を設定していくのか。そこについては悩ましい問題だなとは思いますが、またいろいろな側面から考えさせていただいて、情報提供もいただきながら考えていかれればと思います。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに御発言はございますか。以上でしょうか。

非常に御専門の先生方に解説していただきまして、ありがとうございました。

それでは、この報告事項については承ったということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

審議事項、報告事項、一応進めてまいりましたが、何か委員の皆様、御発言ありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

では、事務局のほうでお願いいたします。

### 3 その他

#### ○小野企画幹

慎重審議をどうもありがとうございました。

次第3「その他」ですが、事務局から1点お知らせがございます。

次回第4回契約審議会の開催につきましては、来年1月下旬から2月上旬の間に開催したいと考えております。準備が整い次第、日程調整の御連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

### 4 閉会

#### ○小野企画幹

それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(了)